

教育研究評議会（12月16日）における学長選挙に関する審議内容

12月16日の教育研究評議会において、審議事項の「その他」として、第11回学長選考会議の報告がなされ、以下のような1時間半におよぶ審議が行われました。

田村選考会議委員から「12月6日に選考会議が開催され、慎重審議の上、投票により、次期学長は長谷川彰氏に決定。本人から承諾を得た。なお、審議経過は公表しないことを申し合わせた。」と報告があった。

A評議員（田村委員への質問）：選考会議の審議内容を公表しないのはなぜか。第二次意向投票の結果と異なる結論なので説明責任があるはずである。

田村委員：公表しないことになっているが、個人としてぎりぎり言えることがあり、話す用意はある。

A評議員：可能ならば、お話いただきたい。

B評議員：規程上、話す必要はない。

Y研究科長：評議会に対してどのような報告をするのかという議論をしているのであって、規程の議論をしているのではない。私は聞きたい。

田村委員：意向投票、所信調書、中期計画の進行状況、大学経営などを参考にして検討したが、選考会議では議論が収束しないので、ある委員が投票することを提案した。前もってある基準を決めて投票を行うことにし、それがみたされれば決定することとした。票決の結果、基準がみたされたので決定した。基準を決めていたのでだれからも異論は出なかった。

C評議員（田村委員への質問）：評議会における選考規程の審議の過程で、『二次投票の結果を参考にする』という文言に対し、経済学部から『尊重して』にするべきとの意見が出され、理事の選考委員が『二次の結果は当然尊重される』旨の回答したはず。学部でもそのように説明した。評議会のメンバーはみなこの点を暗黙の了解事項としていたはず。覆した決定をしたことを田村委員はどのようにお考えか。

田村委員：意向投票については参考としたが、票数だけを参考とはしない。以前の選考会議において所信調書、中期計画の進行状況、大学経営に関するさまざまな観点から選考することが確認されていた。

理事：『二次の結果は当然尊重される』などと発言していない。意向投票では決戦投票をしたわけではない。

B評議員：私もそのようには聞いていないので、評議会の暗黙の了解があったというのはおかしい。

D評議員：私はC評議員と同じように受取った。たしかにそのような理事の発言があった。

E学部長：選考委員会でどのような議論をしたのか、十分な議論がなされたのか。

また、確認のために聞くが、選考委員会の委員は中立であったか。選考委員が個別に特定の候補をメールで依頼したといううわさがある。これは本当か。

理事：選考委員会の委員が中立であるという必要はないと考える。

A評議員：意向投票前の評議会で、第二次意向投票の結果と異なる結果を選考委員会が出さなければならなかった時、選考委員会の説明責任について私が質問した。そのとき、板東理事は、説明責任はないと回答したが、同時に、難しいことがおこると考えていないと発言したことも指摘しておきたい。

Y研究科長：私は常々学生に『違法でなければ何をやってもよい』というような考えを戒めてきた。法律家の倫理として最も重要なことである。この点に照らすと、今回の選考は違法ではないが明白に不当だ。選挙の結果を覆して学長が決まるなどということは、私の大学教員生活においてもなかったし、新潟大学の歴史上かつてなかったはず。これまで他の大学を調べてみたが、意向投票の結果を覆したのは、係争中になっている滋賀